

インドネシア 外資に関する奨励 「各種優遇措置」 詳細

1. 特定の投資に対する法人所得税一時減免（タックスホリデー）	1
2. 特定業種・地域への投資に対する法人所得税便宜（タックスアローワンス）	3
3. 労働集約型産業向けの法人税軽減とグロス所得の軽減（インベストメントアローワンス）	4
4. 保税区内の優遇措置	5
5. 特定の投資に対する機械・原材料の輸入関税免除措置（マスターリスト）	5
6. 自由貿易地区および自由貿易港	6
7. 経済統合開発地域（KAPET）に所在する企業に対する優遇措置	7
8. 経済特区	8
9. 新首都における投資便宜	9

1. 特定の投資に対する法人所得税一時減免（タックスホリデー）

2010 年 12 月 30 日付政令 2010 年第 94 号（2019 年 6 月 25 日付政令 2019 年第 45 号で変更）

2021 年 2 月 2 日付大統領規程 2021 年 10 号（2021 年 5 月 24 日付大統領規程 2021 年第 49 号で改訂）

2018 年 11 月 26 日付財務大臣規定 2018 年第 150 号（No. 150/PMK. 010/2018）

2021 年 3 月 29 日付投資調整庁（BKPM）規定 2019 年第 4 号

パイオニア産業に新規投資を行う企業に、租税総局長が決定した商業生産の開始より 5 年から 20 年にわたり、投資額に応じて法人税を 50%または 100%減額する：

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| a. 投資額 1 千億ルピア以上 5 千億ルピア未満 | : 商業生産開始から 5 年間 50%減額 |
| b. 同 5 千億ルピア以上 1 兆ルピア未満 | : 同 5 年間 100%減額 |
| c. 同 1 兆～5 兆ルピア | : 同 7 年間 100%減額 |
| d. 同 5 兆～15 兆ルピア | : 同 10 年間 100%減額 |
| e. 同 15 兆～30 兆ルピア | : 同 15 年間 100%減額 |
| f. 同 30 兆ルピア以上 | : 同 20 年間 100%減額 |

この年数を経過した後さらに 2 年間、投資額 1 千億ルピア以上 5 千億ルピア未満で法人税額の 25%、5 千億ルピア以上で 50%、それぞれ減額の便宜を与えることもある。

対象は 18 分野、産業分類コード（KBLI）番号ベースで計 174 業種が指定されている：

- 上流金属産業（鉄鋼・非鉄鋼）
- 石油ガス精製産業

- c. 石油・天然ガス・石炭ベースの石化産業
- d. 無機基礎化学産業
- e. 農林産物を源とする有機基礎化学産業
- f. 医薬品原材料産業
- g. コンピュータ製造産業に統合される半導体・その他のコンピュータ主要部品製造産業
- h. スマートフォン製造産業に統合される通信機器主要部品製造産業
- i. 放射線・エレクトロメディカル・エレクトロセラピー機器製造産業に統合される医療機器主要部品製造産業
- j. 機械製造業に統合される産業機械主要部品製造産業
- k. 四輪以上の自動車製造産業に統合される機械主要部品製造産業
- l. 製造機械製造産業に統合されるロボティック部品製造産業
- m. 造船産業に統合される船舶主要部品製造産業
- n. 航空機製造産業に統合される航空機主要部品製造産業
- o. 鉄道製造産業に統合される鉄道主要部品製造産業
- p. 発電機械産業、ゴミ発電機械産業含む
- q. 経済インフラ
- r. デジタル経済

対象 KBLI の詳細については、投資・下流化省／BKPM ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum (JDIH) Kementerian Investasi dan Hilirisasi/BKPM、<https://jdih.bkpm.go.id/>）で確認できる。

申請は、許認可オンラインサービスのオンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムを通じて行う：

- ① OSS への登録内容から、OSS がタックスホリデーの要件を満たした新規投資を選定し、該当投資者へ通知。
- ② ①の該当者が商業生産開始前に、OSS システムを通じて、投資計画における固定資産明細、株主の財務証明書（税務債務ゼロの証明）、パイオニア産業の条件順守分析をアップロードすると、タックスホリデーが申請されたと見なされる。
- ③ ②のうち不備なしとされた申請は、OSS システムによって、租税総局を通じて財務大臣宛て、法人税減免供与推薦として送付される。
- ④ ③の推薦を受け取った財務大臣は、タックスホリデー供与の可否を決定し、推薦状の受理から 5 稼働日以内に財務大臣決定書を発行する。

法人税の減額は、商業生産を開始した税務年度から実施する。

2. 特定業種・地域への投資に対する法人所得税便宜（タックスアローワンス）

2019 年 11 月 12 日付政令 2019 年第 78 号

2021 年 2 月 2 日付大統領規程 2021 年 10 号（2021 年 5 月 24 日付大統領規程 2021 年第 49 号で改訂）

2020 年 2 月 11 日付財務大臣規定 2020 年第 11 号（No. 11/PMK. 010/2020、2020 年 7 月 24 日付財務大臣規定 2020 年第 96 号（No. 96/PMK. 010/2020）で変更）

2019 年 12 月 30 日付工業大臣規定 2019 年第 47 号

2021 年 3 月 29 日付投資調整庁（BKPM）規定 2019 年第 4 号

特定の事業分野、特定の地域への既存の投資に、次のような法人所得税に関わる便宜が供与される。新規投資ばかりでなく、拡張投資にも適用できる。

- (1) 課税所得の控除：投資額の 30%までを年 5%ずつ 6 年間、課税所得から控除
- (2) 減価償却期間の短縮：耐用年数を通常の 2 分の 1 に短縮（減価償却の加速）
- (3) 外国配当課税率の引き下げ：外国への配当にかかる税率を 10%に軽減
（但し、租税条約が定める税率がこれより低い場合はその率を適用）
- (4) 欠損金繰り延べ期間の延長：欠損金の繰り延べ期間を以下の条件を一つ満たすごとに 1 年間延長する。つまり通常 5 年のところを 10 年まで延長可能。

<条件>

- ①上記便宜の基本条件を満たした投資（1 年延長）、②工業地帯・保税地区での投資（1 年延長）、③新／再生エネルギー分野での投資（1 年延長）、④地域の経済・社会インフラに 100 億ルピア以上投資（1 年延長）、⑤投資後 2 年目から国内原料を 70%以上使用（1 年延長）、⑥300 人以上のインドネシア人労働者を追加雇用して 4 年以上継続（1 年延長）、600 人以上の追加雇用を 4 年以上継続（2 年延長）、⑦5 年間以上、総投資の 5%について研究開発費支出（2 年延長）、⑧保税区外に所在する場合で総売り上げの 30%以上の輸出（2 年延長）

対象分野は事業分類コード（KBLI）ベースで、全国統一が 166 産業、特定地域限定が 17 産業。該当する業種コードや製品、要件や条件等の詳細は、経済担当調整省の法令のページ（JDIH Kementerian Koordinator Bidang Perekonomian、

https://jdih.ekon.go.id/pencarian?tipe_dokumen=1）で確認できる。

特に工業分野の対象については、工業省（Kementerian Perindustrian）ウェブサイトの法令ページ（<http://jdih.kemenperin.go.id/site/peraturan/7/all/10>）でも確認できる。

対象企業は、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）から事業基本番号（NIB）を取得した納税者。新規投資の場合はNIB取得のためOSSに登録したと同時に、拡張投資の場合はOSSから事業許可が発行されてから1年以内に、OSSを通じて電子申請する。

- ① OSS への登録内容から、OSS がタックスアローワンスの要件を満たした新規あるいは拡張投資を選定し、該当投資者へ通知。

- ② ①の該当者が OSS システムを通じて、投資計画における固定資産明細および株主の財務証明書（税務債務ゼロの証明）をアップロードすると、タックスアローワンスが申請されたと見なされる。
- ③ ②のうち不備なしとされた申請は、OSS システムによって財務大臣宛て、所得税便宜供与推薦として送付される。
- ④ ③の推薦を受け取った財務大臣は、タックスアローワンス供与の可否を決定し、推薦状の受理から 5 稼働日以内に財務大臣決定書を発行する。

3. 労働集約型産業向けの法人税軽減とグロス所得の軽減（インベストメントアローワンス）

2010年12月30日付政令2010年第94号（2019年6月25日付政令2019年第45号で変更）

2021年2月2日付大統領規程2021年10号（2021年5月24日付大統領規程2021年第49号で改訂）

2019年9月6日付財務大臣規定2019年第128号（No. 128/PMK. 010/2019）

2020年3月9日付財務大臣規定2020年第16号（No. 16/PMK. 010/2020）

2020年10月9日付財務大臣規定2020年第153号（No. 153/PMK. 010/2020）

2021年3月29日付投資調整庁（BKPM）規定2019年第4号

労働集約型産業には、次のような法人税軽減とグロス所得の軽減の便宜が供与される。

- a. 労働集約型産業への新規または拡張投資：土地を含む有形固定資産投資額の60%相当（商業稼働開始から毎年10%を6年間）のネット所得の軽減措置。対象は産業分類コード（KBLI）ベースで計45産業の、インドネシア人労働者を少なくとも300人雇用している投資。詳細は財務省ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum (JDIH) Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。
- b. 労働実習、見習いおよび/あるいは特定の資格に基づく人的資源の開発や訓練のための研修を行う国内事業体：これらの活動に支出した費用の最大200%相当のグロス所得の軽減措置。詳細は財務省ウェブサイトの法令のページ（JDIH Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。
- c. 研究・開発活動を行う国内事業体：研究・開発活動に支出した、特定の期間に認識した費用の最大300%相当のグロス所得の軽減措置。詳細は財務省ウェブサイトの法令のページ（JDIH Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

申請手順は次の通り。

- ① 条件が満たされているかどうか、OSSシステムが審査する。条件が満たされていると判断されると、OSSシステムは納税者に対してその旨通知。

- ② ①の通知を得た納税者は、投資額計画における固定資産明細および株主の財務証明書（税務債務ゼロの証明）をアップロードして便宜申請。これは、新規納税者としてNIBを取得するべくOSS登録を行うのと同様、または投資のためOSSが事業許可を発行してから1年以内に行う。
- ③ ②の申請が不備なく受け付けられた場合、OSSシステムは租税総局長を通じて財務大臣に所得税便宜供与を提案。
- ④ ③の提案を受けてから5稼働日以内に、財務大臣は所得税便宜を供与。

4. 保税区内の優遇措置

2018 年 9 月 21 日付財務大臣規定 2018 年第 131 号（No. 131/PMK. 04/2018、2021 年 6 月 8 日付財務大臣規定 2021 年第 65 号（No. 65/PMK. 04/2021）にて改訂）

保税区内に立地する企業は、原材料や資本財などの輸入にかかる関税を免除され、その他の輸入にかかる諸税も徴収されない。一方で、輸出、他の保税地区への販売、自由貿易地区への販売、政府が定めたその他の経済特区への販売を含む前年の実績額の合計の 50%を限度として、正規の輸入手続きを踏んだ上で国内向けに販売可能。さらに、製品を国内の保税区域内の他企業に全量供給することも可能。この際、輸入手続きは不要で、付加価値税などが免除される。また、保税区域内の企業から区域外の下請工場に加工に出す場合、加工後に製品を引き取る場合ともに付加価値税等が免除される。

5. 特定の投資に対する機械・原材料の輸入関税免除措置（マスターリスト）

2021 年 2 月 2 日付大統領規程 2021 年 10 号（2021 年 5 月 24 日付大統領規程 2021 年第 49 号で改訂）

2009 年 11 月 16 日付財務大臣規定 2009 年第 176 号（No. 176/PMK. 011/2009、2012 年 5 月 21 日付財務大臣規定 2012 年第 76 号（No. 76/PMK. 011/2012）および 2015 年 9 月 30 日付財務大臣規定第 188 号（No. 188/PMK. 011/2015）で変更）

2010 年 2 月 4 日付工業大臣規定 2010 年第 19 号（No. 19/M-IND/PER/2/2010、2020 年 10 月 19 日付工業大臣規定 2020 年第 32 号で直近変更）

2021 年 3 月 29 日付投資調整庁（BKPM）規定 2019 年第 4 号

事業開始・拡大時の機械（設備）・物資・原材料の輸入にかかる関税は免除される。新規／拡張投資（30%以上の生産能力増強）にも適用できる。

免除期間はいずれも原則決定から 2 年間。ただし、サービス業以外の事業活動に限り、各社が使用する機械の総価額の 30%以上について国産機械を使用した場合、4 年間の生産／追加生産に必要な輸入原材料の輸入税を、免除決定から 4 年間にわたり免除することができる。これら期間は延長可能だが、機械の輸入関税免除は、投資額が 5 千億ルピア以上 1 兆ルピア未満で 1 年、1 兆ルピア以上 5 兆ルピア未満で 1 年×2 回、5 兆ルピア以上で 5 年間、物資・原材料の輸入は 1 年間の延長に、それぞれ限られる。期限より 14

日前までに申請。

対象分野は計 246 分野。製造業に加え、観光・文化、運輸・通信（公共輸送サービス）、公共医療サービス、鉱山、建設、港湾等の非製造業も含まれている。対象となる産業分類コード（KBLI）の詳細については、投資・下流化省／BKPM ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum (JDIH) Kementerian Investasi/BKPM、<https://jdih.bkpm.go.id/>）で確認できる。

ただし、対象となる輸入品は、上記産業の開発・拡大のため、「国内でまだ製造されていない」、「製造されているが必要とする仕様を満たしていない」、「製造されているが必要とする数量に達していない」機械や物資、原材料に限るとされている。輸入関税免除措置を受けられない機械および原材料は 2020 年 10 月 9 日付工業大臣規定 2020 年第 32 号に一覧があり、工業省ウェブサイトの法令ページ（JDIH Kementerian Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>）で確認できる。

機械の輸入関税免除の申請は、新規投資の場合はNIBの発行から、拡張投資の場合はNIBに免除を受ける事業活動が記載されてから、それぞれ3年以内に、下記書類を添付して、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムを通じて行う：

- a. リスクベース事業許認可または推薦状
- b. 生産フロー
- c. 設備の生産能力計算
- d. 工場内の設備配置図
- e. 機械の技術的データ／デザイン／パンフレット

物資と原材料の輸入関税免除の申請は、商業生産の開始から1年以内に、下記書類を添付して、OSSシステムを通じて行う：

- a. 生産フロー
- b. 物品と原材料の需要計算（bill of material）
- c. 工場内の設備配置図
- d. 物資と原材料の技術的データ／パンフレット
- e. 現調率30%以上の設備を使用していることについての工業省推薦状
- f. 生産報告
- g. 機械輸入実現報告
- h. 輸入機械購入証明

輸入関税便宜を取得した事業者には VAT の免除も認められるが、これは輸入の都度、管轄税務署へ別途申請する必要がある。

6. 自由貿易地区および自由貿易港

- (1) 2000 年 9 月 1 日付法律代用政令 2000 年第 1 号（2000 年第 36 号法律にて法律化、

2007 年第 1 号法律代用政令 (2007 年第 44 号法律で法律化) で一部見直し)

自由貿易築および自由貿易港に指定された地区 (指定期間 70 年) では、輸入関税、付加価値税、その他輸入にかかる諸税が免除される。

(2) 2000 年 9 月 1 日付法律代用政令 2000 年第 2 号

アチェ特別州のサバン島地域を自由貿易地区 (FTZ)・自由貿易港に指定。

(3) 2007 年 8 月 20 日付政令 2007 年第 46 号、47 号、48 号

第 46 号でバタム島、第 47 号でビンタン島、第 48 号でカリムン島がそれぞれ自由貿易地区に指定された。

(4) 2021 年 2 月 2 日付政令 2021 年第 41 号

自由貿易地区および自由貿易港への物品搬出入にかかる税務措置と手順について定めている。自由貿易地区/自由貿易港からの物品搬入、自由貿易地区/自由貿易港への物品搬出は、運輸大臣から許可を取得して税関地区に決定された指定の港あるいは空港を通じて、関税総局の監督下、自由貿易地区/自由貿易港管理庁から事業許認可を取得した事業者によって、統合通関ポータルサイトのナショナル・シングル・ウインドウ・システムに接続した通関電子データ交換システムを通じて提出される通関申告書でもって行われる。自由貿易地区/自由貿易港内の事業者は、VAT 課税業者登録 (PKP) をする必要がなく、自由貿易地区/自由貿易港内での物品の引渡しにかかる VAT は免除される。また、海外、他の自由貿易地区/自由貿易港から自由貿易地区/自由貿易港への物品の搬入には、輸入関税と VAT は免除され、前払い法人所得税 (PPh22) は不徴収とされる。一方、保税蔵置所、経済特区から自由貿易地区/自由貿易港への物品の搬入には、輸入関税は免除され、VAT と PPh-22 は不徴収とされる。

自由貿易地区/自由貿易港より/への課税品および/あるいは課税サービスの引き渡しにかかる VAT や奢侈品税の納税と手続きの手順については、2021 年 11 月 29 日付財務大臣規定 2021 年第 173 号 (No. 173/PMK. 03/2021) に示されている。

7. 経済統合開発地域 (KAPET) に所在する企業に対する優遇措置

2000 年 4 月 7 日付大統領令 2000 年第 20 号により、KAPET に対する税制面での扱いは保税地区並みとなった。また KAPET 進出企業は、機械設備の耐用年数を短縮できる、いわゆる加速度償却が認められるようになり、一般償却に比べ約 2 倍の加速度償却が可能となった

<対象地域>

(1) ナツナ島経済統合開発地域 (リアウ州)、(2) ビアク経済統合開発地域 (パプア)、(3) バトゥリチン経済統合開発地域 (南カリマンタン州)、(4) ササンバ経済統合開発地域 (東カリマンタン州)、(5) サンガウ経済統合開発地域 (西カリマンタン州)、(6) マナド・ビトゥン経済統合開発地域 (北スラウェシ州)、(7) ムバイ経済統合開発地域 (東ヌサトゥンガラ州)、(8) パレ・パレ経済統合開発地域 (中部スラウェシ州)、(9) セラム経済統合開発地域 (マルク州)、(10) ビマ経済統合開発地域 (西ヌサトゥンガラ州)、(11) バトゥイ経済統

合開発地域（中部スラウェシ州）、(12) ブトン、コラカ、クンダリ経済統合開発地域（東南スラウェシ州）、(13) カハヤン、カプアス、バリト経済統合開発地域（中部カリマンタン州）、(14) サバン経済統合開発地域（アチェ特別州）、等

<優遇内容>

1. 製造活動に直結する資本財、原材料、その他機器の輸入に対し、所得税法第 22 条（前払い法人所得税、PPh22）に定めた課税を免除
2. 所得税における減価償却および割賦弁済期間の短縮を選択する権利
3. 課税年度翌年から継続的に最長 10 年間の繰越欠損
4. 所得税法第 26 条に定めた配当金に対する所得税の 50%免除
5. 以下を製造経費として計上可能
 - a. 従業員への現物支給で従業員の収入として計上されないもの
 - b. 事業活動と直結し、かつ公共の便宜に資する地域施設の建設、開発費
6. 以下の場合、付加価値税、奢侈品税を免除
 - a. 製造活動に関係した資本財、その他機器の国内購入・輸入
 - b. 加工を目的とする被課税品の輸入
 - c. 加工を目的とする被課税品に関する以下の当事者間の引き渡し
 - ・ KAPET 外の業者から KAPET 内の業者へ
 - ・ 同一の KAPET 内の業者間、またはほかの KAPET 内業者から KAPET 内業者へ
 - ・ KAPET 内業者から保税区内の業者へ
 - ・ KAPET 内業者から他の関税区域の業者に引き渡され、かつその加工品が再び KAPET 内業者へ引き戻される場合
 - ・ KAPET 外の業者から KAPET 内業者へ、または KAPET 内業者間で被課税サービスが譲渡される場合。ただし同被課税サービスが KAPET 内で行われる業務と直接関係する場合のみ。
 - ・ 関税区域外もしくは関税区域内の被課税無形資材を KAPET 内業者が利用する場合。ただし、同被課税無形資材が KAPET 内で行われる業務と直接関係する場合のみ。
 - ・ 関税区域外からの被課税サービスを KAPET 内業者が利用する場合。ただし、同被課税サービスが KAPET 内で行われる業務と直接関係する場合のみ。

8. 経済特区

2009 年 10 月 14 日付第 39 号経済特区法（2020 年 11 月 2 日付 2020 年第 11 号雇用創出法で改正）の第 30 条～第 39 条に、所得税便宜、輸入関税の留保、輸入にかかる諸税の不徴収、地方税・課徴金の減免、土地や各種許認可などにおける便宜が供与されると定められた。租税、関税、物品税の取り扱いについての細則は、2020 年 12 月 30 日付財務大臣規定 2020 年 237 号（No. 237/PMK.010/2020、2021 年 4 月 1 日付財務大臣規定 2021 年 33 号（No. 33/PMK.010/2021）で変更）。また、2021 年 2 月 2 日付大統領規程 2021 年 10 号（2021

年 5 月 24 日付大統領規程 2021 年第 49 号で改訂) にて、外資出資規制をはじめとした条件付き投資規定も経済特区には適用されないとされている。

経済特区はこれまでに、セイ・マンケイ、タンジュン・レスン、パル、マンダリカ、ガラン・バタン、アルン・ロクスマウエ、タンジュン・クラヤン、ビトウン、モロタイ、トランスカリマンタン、ソロン、シンがサリ、クンダル、リクパン、ノンサ、バタム・アエロ・テクニック、リドー、グレシク、サヌール、クラクラ・バリ、タンジュンサウ、セタンガ、バンテン国際教育・技術・保健、バタム国際観光・保健が指定されている（経済特区国家評議会 Dewan Nasional Kawasan Ekonomi Khusus のウェブサイト <https://kek.go.id/>参照）。

9. 新首都における投資便宜

2023 年 3 月 6 日付政令 2023 年第 12 号にて、東カリマンタンで開発が進む新首都『ヌサンタラ』における投資に対し、特定の分野における 100 億ルピア以上の投資に対する、10～35 年に渡る法人所得減税、職業訓練や研究活動等に対する所得控除、個人所得税（PPh-21）の政府負担、土地・建物の権利移転に伴う所得減税といった各種便宜が準備されている。細則が待たれる。

以 上